様式第一号の四（第十三条関係）

様式第一号の二（第十三条関係）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、浄化槽法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

（準備行為）

2　この省令による改正後の環境省関係浄化槽法施行規則附則第二項に規定する特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の策定は、この省令の施行前においても、同項の規定の例により行うことができる。